

平成 26 年 9 月 16 日

一般社団法人 日本臨床心理士会

会長 村瀬嘉代子 先生

日本臨床心理士資格認定協会

会長 森 喜朗 先生

臨床心理職国家資格推進連絡協議会

会長 鶴 光代 先生

日本臨床心理士養成大学院協議会

会長 石川 啓 先生

三重県臨床心理士会

会長 鈴木 誠

『公認心理師法案』への対応に関する要望

心理職の国家資格化に関して、日頃の数々のご尽力に深く感謝申し上げます。

平成 26 年 6 月 16 日に国会に上程され、臨時国会での継続審議となった『公認心理師法案』に関する対応につきまして、三重県臨床心理士会は当会内部での民主的意思決定プロセスに則り、法案骨子の段階から関係諸団体に向けての要望を行って参りました。そして、この度、当会の最高議決機関である三重県臨床心理士会総会（平成 26 年 7 月 27 日）において、これまでの要望を踏まえて引き続きより良い国家資格化となるように働きかけを行う方針が、圧倒的賛成多数で採決されました。

この採決結果を踏まえ、三重県臨床心理士会として、改めて『公認心理師法案』に関して以下の三点を要望いたします。

1. 「誰のための心理職の国家資格なのか」という視点を忘れず、利用者の心理的な健康の増進に確かに寄与できる資格となるように、臨床心理士のこれまでの 25 年間の歴史と社会的貢献を踏まえた上で、さらなる発展を担える資格創設となるような働きかけを行ってください。

心理職の国家資格化に向けてこれまでの動向を鑑みるに、利用者であるクライエントの立場に立つての資格創設というよりも、心理職の職域確保を目指しての資格創設となっている側面が否定できません。心理職の国家資格の創設自体が、これまでの 25 年間にわたり臨床心理士が社会から獲得してきた社会的信用に対する信用失墜行為とならないように、以下の二点を堅守していただきますことを要望いたします。

また、資格の創設を何のために行うのかという議論は、私ども心理職の職業的アイデンティティの根幹にも関わってくる問題です。「誰のための心理職の国家資格なのか」という原点に今一度立ち返っていただきますとともに、改めて真摯な検討を行っていただきますことを強く要望いたします。

2. 「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」（第42条の2）に関して、主治医との関係については「保健医療領域においては」等の文言を付与すると共に、他領域においては「指示」ではなく「連携のもとに」という位置づけにするように働きかけを行ってください。

これは、平成23年10月2日付の『三団体要望書』の主張を踏襲したものです。この姿勢を、今後の折衝の中でも堅持していただきますことを要望いたします。

この要望は、受益者である国民の権利を守るために要望であると共に、これまでの四半世紀に及ぶ臨床心理士の社会的貢献を鑑みた上での要望でもあります。

ご存知のように、臨床心理士の活動は、医療の範疇に収まるものではありません。臨床心理行為と呼ばれる、医行為とは異なった独自性を有する臨床心理士の活動が、医師との関係において強い制約を受けることが無いように、主治医との連携に関する文言に修正を加えていただきますことを重ねて要望申し上げます。

もちろん、こうした主張が医師との連携をないがしろにする意図から発せられたものではないという点は、申し上げるまでもありません。医師と心理職とが専門家同士の信頼関係の下に利用者の心理的な健康増進に寄与できるように努力を重ねることは、専門家として当然の責務であると考えます。

3. 新たに創設される心理職の国家資格が、その質において、臨床心理士のこれまでの歴史を踏まえて継承発展されたものとなるように働きかけてください。

『公認心理師法案』では、その受験資格は「文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者」（第7条の3）とされています。この文言は、解釈の在りよう如何によっては、高卒ないしは専門学校卒の学歴であっても公認心理師の受験資格の取得が可能という文言となっています。しかし、三重県臨床心理士会といたしましては、心理的援助の最大限可能な限りの質の担保を行うために、現行の臨床心理士と同等以上の高等教育機関における訓練課程を要求することが妥当であると考えます。

そして、『公認心理師法案』の中では、資格取得後の資格更新を義務づける文言が謳われていないという点も問題であると考えます。一方、私ども臨床心理士は、継続的な研修を重ねることによる5年ごとの資格更新が義務づけられています。

これらの点を踏まえて、利用者である国民ひとりひとりのためにも、臨床心理士と同等あるいはそれ以上の、専門職としての生涯学習に裏付けられた質の維持が法案において明記されることが妥当であると私どもは考えます。

以上のように、新たに創設する国家資格の要件に、「①現行の臨床心理士と同等以上の高等教育機関における訓練課程」と「②心理職の生涯学習による質の継続的向上」の二つの観点が織り込まれることを要望いたします。

以上